

大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(2012-2016)取組状況

<施策の基本的方向> 1 配偶者からの暴力を許さない府民意識の醸成

取組	平成28年度事業計画	平成28年度実施事業	担当部・室(課) H28.4.1現在	計画 記載 頁
<p>○府民への啓発 府民が配偶者暴力防止法の趣旨や制度を知り、身近な問題として考えるきっかけとなるよう、また、配偶者からの暴力に関する相談窓口の周知につながるよう、ホームページなど府の広報媒体を活用するとともに、民間企業やNPO法人等の協力を得ながら普及啓発を実施します。 特に、女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日から11月25日)に、シンボルとなるパープルリボンの啓発等によるキャンペーンを行うなど配偶者からの暴力の防止に向けた啓発活動を推進します。</p>	<p>■「女性に対する暴力をなくす」運動期間等の啓発 11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に、次のとおり周知・啓発に取り組む。 ・パープルライトアップ、Wリボンキャンペーン(児童虐待防止啓発とDV予防啓発)等の啓発。 ・ドーンセンター(府立男女共同参画・青少年センター)において、DV予防啓発セミナーの開催や、リボンオブジェの設置、関連図書展示、ビデオ上映会を実施。 ・庁内関係各課、関係機関・団体等に内閣府のポスター、リーフレットを配付。</p> <p>■各相談窓口の周知啓発 ・相談窓口を掲載したリーフレットを配布 ⇒DVに関する相談窓口:配偶者暴力相談支援センター、その他女性に対する暴力についての相談窓口: 労働相談(職場のセクハラ)、すこやか教育相談(学校でのセクハラ)、警察での各種相談(性犯罪被害相談、ストーカー被害相談)、こころの電話相談、その他(大阪法務局:人権ホットライン、大阪弁護士会:女性に対する暴力電話相談、性暴力救済センター・大阪)等</p> <p>■府の広報媒体を活用した啓発 ・ホームページ、府政だよりなどで女性に対する暴力をなくす運動期間の取組や府・市町村の相談窓口情報、若者を対象としたDV予防啓発、相談窓口情報を掲載。</p>	<p>■「女性に対する暴力をなくす」運動期間等の啓発 11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に、次のとおり周知・啓発に取り組んだ。 ・イベントとして、10月29日に市立吹田サッカースタジアムにおいて、児童虐待防止とタイアップしたダブルリボンキャンペーンを実施した。 ・(府立今宮高等学校ダンス部によるダンスパフォーマンス・啓発横断幕の行進など) ・11月12日～25日の期間中、パープルライトアップ、パープルリボンキャンペーンを実施した。天保山大観覧車、ドーンセンター(府立男女共同参画・青少年センター)をパープルにライトアップ。ドーンセンター(府立男女共同参画・青少年センター)における啓発活動を実施した。(リボンオブジェ、パネル展示、ビデオ上映会等) ・府内市町村全域での啓発を実施した。 ・庁内関係各課、関係機関・団体等に内閣府のポスター、リーフレットを配付した。</p> <p>■各相談窓口の周知啓発 ・相談窓口を掲載したリーフレットを配布した。 ⇒DVに関する相談窓口:配偶者暴力相談支援センター、その他女性に対する暴力についての相談窓口: 労働相談(職場のセクハラ)、すこやか教育相談(学校でのセクハラ)、警察での各種相談(性犯罪被害相談、ストーカー被害相談)、こころの電話相談、その他(大阪法務局:人権ホットライン、大阪弁護士会:女性に対する暴力電話相談、性暴力救済センター・大阪)等</p> <p>■府の広報媒体を活用した啓発 ・ホームページ、府政だよりなどで女性に対する暴力をなくす運動期間の取組や府・市町村の相談窓口情報、若者を対象としたDV予防啓発、相談窓口情報を掲載した。</p>	<p>府民文化部 男女参画・ 府民協働課</p>	<p>8</p>
<p>○医療・保健関係者への周知 配偶者暴力防止法では、医療・保健関係者が業務を行うにあたって配偶者からの暴力被害者を発見した場合には、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができることとされています。 被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待される医療・保健関係者(医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等)が、配偶者からの暴力被害者の発見、通報、支援情報の提供を適切に行うことができるよう、平成23年度に作成した「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」の活用を促進します。</p>	<p>■「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」の活用促進 ・市町村ネットワーク会議などを通じ、マニュアルの活用を促進。</p>	<p>■「医療関係者向けDV被害者対応マニュアル」の活用促進 ・市町村ネットワーク会議などを通じ、マニュアルの活用について依頼した。 ・大阪府医師会を通じて、マニュアルや相談窓口情報を掲載したミニリーフレットを配付した。</p>	<p>府民文化部 男女参画・ 府民協働課</p>	<p>8</p>
<p>○福祉・教育関係者への周知 地域福祉を担う民生委員・児童委員等は、医療・保健関係者と同様、配偶者からの暴力被害者を発見しやすい立場にあります。また、日常生活の中で、被害者の子どもが適切な配慮を受けられるようにするためには、学校や幼稚園、保育所等における対応が重要です。このため、民生委員・児童委員等の福祉社関係者、教職員やスクールカウンセラー等の教育関係者や保育士等の保育関係者に対して、配偶者からの暴力の特性、子どもの安全確保や情報管理のあり方等についての周知に努めます。</p>	<p>■「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の作成 ・府立高等学校校長会において、活用を働きかけるとともに、教育庁と協力して府内高等学校等へ電子データで配付。</p>	<p>■「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の作成 ・府立高等学校校長会において、マニュアルの活用を働きかけるとともに、必要に応じて各学校へデータで配付した。</p>	<p>府民文化部 男女参画・ 府民協働課</p>	<p>8</p>

(1) 配偶者からの暴力の防止に関する啓発

大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2012-2016)取組状況

取組	平成28年度事業計画	平成28年度実施事業	担当部・室(課) H28.4.1現在		計画 記載 頁
<p>(1) 配偶者からの暴力の防止に関する啓発</p> <p>○暴力を予防・防止するための啓発・教育 子どもの人権尊重やエンパワメントを図る教育・学習の充実を通して、暴力によらずに問題を解決する方法を身につけることができるよう、府教育委員会が作成した「子どもエンパワメント支援指導事例集」の活用を市町村教育委員会に働きかけていきます。 また、交際相手からの暴力を防止するため、府教育委員会と連携し、予防啓発リーフレットや指導用手引を添付した予防啓発DVDの活用を学校に働きかけるとともに、啓発・教育に携わる教員に対する資質・技能の向上に向けた取組を進めます。</p>	<p>■子どもエンパワメント支援指導事例集の活用 ・「府立学校に対する指示事項」及び「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」において、「子どもエンパワメント支援指導事例集」を活用するよう、府立学校に指示するとともに、市町村教育委員会に指導助言を行う。</p> <p>■「知っていますか？デートDV」リーフレットをホームページに掲載</p> <p>■デートDV予防啓発DVD・指導用引きの活用促進 ・府立高等学校校長会及び各市町村教育委員会男女平等教育担当指導主事連絡会等において、活用を働きかける。</p>	<p>■子どもエンパワメント支援指導事例集の活用 ・「府立学校に対する指示事項」及び「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」において、「子どもエンパワメント支援指導事例集」を活用するよう、府立学校に指示するとともに、市町村教育委員会に指導助言を行った。</p> <p>■デートDV防止リーフレット「知っていますか？デートDV」と新たに作成した「NO！デートDV」をホームページに掲載した。</p> <p>■デートDV予防啓発DVD・指導用引きの活用促進 ・府立高等学校校長会及び各市町村教育委員会男女平等教育担当指導主事連絡会等において、活用を働きかけた。</p> <p>・デートDV予防啓発DVD、指導用引き及びデートDV防止のコンテンツが含まれた、子どもの安全安心をテーマとした教材用DVDについて、ホームページに掲載するとともに、校長会等において、活用を呼びかけた。</p>	教育庁	高等学校課 小中学校課	9
<p>○人権啓発の推進 人権啓発のための冊子の作成などを通じて、府民に対し、配偶者に対する暴力の防止に関する啓発を行い、人権尊重の意識を高める。</p>	<p>■人権啓発冊子「ゆまにてなにわ」の発行 ・人権啓発冊子「ゆまにてなにわ」において、ドメスティック・バイオレンス(DV)の概要やDVに関する大阪府の取組等を掲載。 ・作成部数⇒38,000部(墨字)、200部(点字) ・配布先⇒市町村、学校及び人権関係団体等</p>	<p>■人権啓発冊子「ゆまにてなにわ」の発行 ・人権啓発冊子「ゆまにてなにわ」において、ドメスティック・バイオレンス(DV)の概要やDVに関する大阪府の取組等を掲載した。 ・作成部数⇒40,000部(墨字)、300部(点字) ・配布先⇒市町村、学校及び人権関係団体等</p>	府民文化部	人権局 人権企画課	9

大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2012-2016)取組状況

<施策の基本的方向> 2 安心して相談できる体制の充実

取組	平成28年度事業計画	平成28年度実施事業	担当部・室(課) H28.4.1現在	計画 記載 頁
<p>(1) 府支援センター・警察における相談体制</p> <p>○府支援センターにおける相談対応 府支援センターは、配偶者からの暴力被害者からの相談はもとより、市町村からの被害者支援にかかる相談にも対応するなど、引き続き専門的・広域的な支援の役割を担います。 また、配偶者からの暴力に関する相談の増加、内容の複雑化や深刻化を踏まえ、府支援センターの中核機関である女性相談センターにおいて、相談・保護から自立支援までの一貫した支援を行います。</p> <p>○警察における相談対応 相談にあたっては、被害者の負担を軽減し、かつ二次的被害が生じることのないよう、女性警察職員による相談対応、被害者が加害者と遭遇しないような相談の実施等、被害者が相談しやすいような環境の整備に努めます。また、府内各署において、署員に対して配偶者からの暴力に関する基本的事項や対応についての研修を実施します。</p>	<p>■配偶者暴力相談支援センターにおける相談事業 ・女性相談センター・府子ども家庭センター(6か所)に配偶者暴力相談支援センター機能をもたせ、それぞれの施設の機能を活かし相談に応じる。</p> <p>■女性相談センターの体制充実 ・さまざまな状況(ステージ)にある被害者に対し効果的・専門的に支援を行うため所内研修を充実させ、女性相談センターにおける相談・保護・自立支援機能の充実を図る。</p> <p>■24時間365日DV電話相談の実施 ・すき間なく府民のDV相談ニーズに対応するため、女性相談センターにおいて24時間365日、DV電話相談を実施する。</p> <p>■相談機関との連携 ・相談内容に応じ、市町村等と連携し、ケースカンファレンスを行うなど、適切で円滑な支援を図る。また、専門の相談機関がある場合は、当該機関を紹介する。</p>	<p>■配偶者暴力相談支援センターにおける相談事業 ・女性相談センター・府子ども家庭センター(6か所)に配偶者暴力相談支援センター機能をもたせ、それぞれの施設の機能を活かし相談に応じた。</p> <p>■女性相談センターの体制強化 ・さまざまな状況(ステージ)にある被害者に対し効果的・専門的に支援を行うため所内研修を充実させ、女性相談センターにおける相談・保護・自立支援機能の強化を図った。 ・被害者、同伴して保護される被虐待児童など緊急性・要保護性の高い事案に対して専門性を発揮して迅速かつ適切に対応できるよう、子ども家庭センターとの連携強化を図った。</p> <p>■24時間365日DV電話相談の実施 ・すき間なく府民のDV相談ニーズに対応するため、24時間365日、DV電話相談を実施した。</p> <p>■相談機関との連携 ・相談内容に応じ、市町村等と連携し、ケースカンファレンスを行うなど、適切で円滑な支援を図った。また、専門の相談機関がある場合は、当該機関を紹介した。</p>	<p>福祉部 家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター</p>	10
	<p>■警察本部及び警察署生活安全課の体制強化 ・配偶者からの暴力相談事案においては、夜間帯に事案発生が集中することから、本部勤務員を22名増員して3交代制勤務による初動支援班を構築し、昼夜を問わず警察署へ支援出動する。 ・配偶者からの暴力事案等に迅速かつ的確に対応するために、府下14警察署の生活安全課防犯係に14人を増員し、相談体制の強化に努める。</p> <p>■警察署担当者の事案対応力の向上 ・配偶者からの暴力事案等に携わる者の事案対応力向上を目的として、本部においての講習、警察署への巡回指導、執務資料の発出等を実施する。</p>	<p>■警察本部及び警察署生活安全課の体制強化 ・本部勤務員の増員により初動支援班が設置され、各警察署への支援出動が可能となり、夜間や休日の相談であっても迅速な対応を取ることができるようになった。</p> <p>■警察署担当者の事案対応力の向上 ・配偶者からの暴力事案等に携わる者の事案対応力の向上を目的として、本部においての講習、各種学校教養における講習、警察署への巡回指導、執務資料の発出等を実施した。</p>	<p>警察本部 生活安全総務課</p>	10
<p>(2) 市町村における相談体制</p> <p>○身近な地域における相談窓口の充実支援 府では、市町村が被害者支援の窓口としての機能を発揮できるよう、相談担当者の資質の向上を図るため、引き続き、市町村相談担当者向け研修を実施します。また、困難な事案への対応等について、市町村のブロック会議等において研修を行うなど、市町村の相談業務を支援します。</p>	<p>■府支援センターと市町村との連携 ・市町村で対応困難な相談事案について、府支援センターが助言を行うなど、市町村の相談窓口と連携しDV被害者の支援を実施する。 ・府内市町村が開催するDV対策会議等へ府支援センター担当者が参加し、連携を図る。</p> <p>■市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会(7ブロック)への参加 ・女性相談センター職員がスーパーバイザーとして参加し、専門的助言を行うとともに、連携を図る。</p> <p>■市町村担当者の資質向上 【DV被害者の地域支援者養成講座の開催】 ・市町村のDV相談担当者等被害者支援従事者を対象とした基礎研修を実施。 ・市町村の関係職員等を対象にステージモデルを活用した事例検討ワーク、DV被害者面接用ツールを用いたロールプレイ研修、シンポジウム等を実施。</p> <p>【支援センター等関係職員の資質向上(支援センター等関係職員研修の実施)】 ・府および市の支援センター職員および女性相談員等のDV支援に関わる専門職員を対象に、研修を実施し、より専門的な知識およびスキルの修得を目指す。</p>	<p>■府支援センターと市町村との連携 ・市町村で対応困難な相談事案について、府支援センターが助言を行うなど、市町村の相談窓口と連携しDV被害者の支援を実施した。 ・府内市町村が開催するDV対策会議等へ府支援センター担当者が参加し、連携を図った。</p> <p>■市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会(7ブロック)への参加した。 ・女性相談センター職員がスーパーバイザーとして参加し、専門的助言を行うとともに、連携を図った。</p> <p>■市町村担当者の資質向上 【DV被害者の地域支援者養成講座の開催】 ・市町村のDV相談担当者等被害者支援従事者を対象とした基礎研修を実施した。 ・市町村の関係職員等を対象にステージモデルを活用した事例検討ワーク、DV被害者面接用ツールを用いたロールプレイ研修、シンポジウム等を実施した。</p> <p>【支援センター等関係職員の資質向上(支援センター等関係職員研修の実施)】 ・府および市の支援センター職員および女性相談員等のDV支援に関わる専門職員を対象に、研修を実施し、より専門的な知識およびスキルの修得を図った。</p>	<p>福祉部 家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター</p>	10

大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2012-2016)取組状況

(2) 市町村における相談体制	取組	平成28年度事業計画	平成28年度実施事業	担当部・室(課) H28.4.1現在	計画記載頁	
	<p>○市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進 府では、各種会議や研修等を通じて、配偶者暴力相談支援センターの運営に必要な情報や専門的知識の提供、技術的な助言等を行うことにより、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた支援を行います。</p>	<p>■市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会(7ブロック)の開催 ・女性相談センターの協力のもと、相談対応力の向上に向け、市町村相談員及び相談事業関係者を対象に、市町村が提示する困難な事例への対応や具体的な助言など、相談員の資質の向上・人材育成に資する内容で実施する。また、DV被害者支援のための連携を図る。</p> <p>■配偶者暴力相談支援センター設置事業 ・女性相談センター、府子ども家庭センター(6ヶ所)の施設において配偶者暴力相談支援センターの機能を果たし、被害者、同伴児等の保護を図る。 ・大阪市、堺市、吹田市、枚方市、茨木市においても配偶者暴力相談支援センターを設置し、被害者の相談等を行う。 ・市町村への個別訪問、会議等を通じて支援センターの設置を働きかける。 ・女性相談センターでは、一時保護課に保育士、心理士を配置し、被害者の同伴児へのケアを行う。 ・また、虐待や、暴力の影響等によるケアの必要な児童に関して、子ども家庭センター等と連携して支援する。</p>	<p>■市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会(7ブロック)の開催 ・女性相談センターの協力のもと、相談対応力の向上に向け、市町村相談員及び相談事業関係者を対象に、市町村が提示する困難な事例への対応や具体的な助言など、相談員の資質の向上・人材育成に資する内容で実施した。また、DV被害者支援のための連携を図った。</p> <p>■配偶者暴力相談支援センターの設置 ・女性相談センター、府子ども家庭センター(6ヶ所)の施設において配偶者暴力相談支援センターの機能を果たし、被害者、同伴児等の保護等を行った。 ・大阪市、堺市、吹田市、枚方市、茨木市においても配偶者暴力相談支援センターを設置し、被害者の相談等を行った。 ・市町村への個別訪問、会議等を通じて支援センターの設置を働きかけた。 ・女性相談センターでは、一時保護課に保育士、心理士を配置し、被害者の同伴児へのケアを行った。 ・また、虐待や、暴力の影響等によるケアの必要な児童に関して、子ども家庭センター等と連携して支援した。</p>	府民文化部 福祉部	男女参画・府民協働課 家庭支援課 女性相談センター	11
	<p>○子どもへの対応 配偶者からの暴力のために心理的な影響等を受けた子どもへの支援が求められており、児童相談所等関係機関と緊密な連携を図り必要に応じて継続的な支援を行います。 児童虐待防止法の観点からの対応が必要となることが考えられるため、子どもの状況によっては、虐待通告を行うなど子どもが安全で安心した生活ができるよう支援を行います。</p>	<p>■児童相談の充実 ・DV被害者が児童を同伴している場合、DV被害者とともに同伴している児童も虐待を受けている場合や、同伴しているDV被害者から虐待を受けている場合もあり、状況に応じて子ども家庭センター(児童相談所)や市町村に通告及び要保護児童対策地域協議会と緊密な連携を図る。被害者に同伴して保護される児童に対して、「被虐待児童」としての支援の必要性から、ケースワーカーによる子ども面接を行い、子どもの思いや状況を把握し支援につなげ、子どもが安全で安心して生活することができるよう支援を行う。</p>	<p>■児童相談の充実 ・DV被害者が児童を同伴している場合、DV被害者とともに同伴している児童も虐待を受けている場合や、同伴しているDV被害者から虐待を受けている場合もあり、状況に応じて子ども家庭センター(児童相談所)や市町村に通告及び要保護児童対策地域協議会と緊密な連携を図った。また、被害者に同伴して保護される児童に対して、「被虐待児童」としての支援の必要性から、ケースワーカーによる子ども面接を行い、子どもの思いや状況を把握し支援につなげ、子どもが安全で安心して生活することができるよう支援を行った。</p>	福祉部	家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター	11
(3) 被害者の状況に配慮した相談機能の充実	<p>○障がい者、高齢者への配慮 相談担当者が障がい者、高齢者に対する正しい理解を深め、障がい者、高齢者の特性に応じた適切な情報提供を行うとともに、分かりやすく丁寧な相談を行います。また、被害者に障がい者・高齢者としてのサービスが必要な場合は、市町村の障がい、高齢担当課に的確につなぎます。</p>	<p>■障がい者、高齢者への対応 ・相談のあった障がい者、高齢者については、福祉事務所等と連携を取り、相談者の自己決定を尊重し、置かれた状況に応じた適切な対応、情報提供を行う。 ・被害者に障がい者・高齢者としてのサービスが必要な場合は、市町村の障がい、高齢担当課につなぎ。</p>	<p>■障がい者、高齢者への対応 ・相談のあった障がい者、高齢者については、福祉事務所等と連携を取り、相談者の自己決定を尊重し、置かれた状況に応じた適切な対応、情報提供を行った。 ・被害者に障がい者・高齢者としてのサービスが必要な場合は、市町村の障がい、高齢担当課につなぎ。</p>	福祉部	家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター	11
	<p>○外国人への配慮 府支援センターでは、日本語による意思疎通が困難な外国人に対して、母国語による相談ができるよう、必要に応じて通訳者を確保して対応します。 また、女性相談センターでは、トリオホンによる電話相談を引き続き行います。</p>	<p>■外国人女性に対する相談体制の整備 ・民間団体の協力を得て、被害者支援の実績と専門知識のある通訳者を確保して対応する。 ・「大阪府外国人相談コーナー」と連携を図り、「トリオホン」を活用した相談対応を行い、日本語が十分に話せない被害者からの相談を受ける。</p>	<p>■外国人女性に対する相談体制の整備 ・民間団体の協力を得て、被害者支援の実績と専門知識のある通訳者を確保して対応した。 ・「大阪府外国人相談コーナー」と連携を図り、「トリオホン」を活用した相談対応を行い、日本語が十分に話せない被害者からの相談を受けた。</p>	福祉部	家庭支援課 女性相談センター	11
	<p>○男性への対応 市町村の市民相談窓口や、民間団体等において主として女性からの相談を多く受けている窓口における相談の中には、配偶者暴力の男性被害者への対応が求められることもあることから、平成23年度の「DV等に関する男性相談マニュアル及び男性相談員養成プログラム作成事業」の成果を活用し、適切な対応が図られるよう働きかけます。また、加害者更生の施策に関する国の調査研究の推進状況を踏まえながら、男性被害者をもとより男性加害者への対応も視野に入れた男性相談のあり方について検討します。</p>	<p>■「男性相談の実施に当たって」の活用促進 ・市町村配偶者からの暴力対策主管課長会やブロック会議などで男性相談マニュアル「男性相談の実施に当たって」の市町村窓口での活用を働きかける。</p> <p>■男性のための電話相談の実施 ・平成28年7月から男性のための電話相談を実施する。</p>	<p>■「男性相談の実施に当たって」の活用促進 ・市町村配偶者からの暴力対策主管課長会やブロック会議などで男性相談マニュアル「男性相談の実施に当たって」の市町村窓口での活用を働きかけた。</p> <p>■男性のための電話相談の実施 ・平成28年7月から男性のための電話相談を実施した。</p>	府民文化部	男女参画・府民協働課	11

大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2012-2016)取組状況

<施策の基本的方向> 3 緊急かつ安全な保護の実施

取組	平成28年度事業計画	平成28年度実施事業	担当部・室(課) H28.4.1現在	計画記載頁
<p>(1) 一時保護に係る体制の充実</p> <p>○女性相談センターにおける取組 夜間等の緊急な一時保護について、今後とも、警察等の関係機関とも連携して24時間365日の対応を行うとともに、一時保護所の安全の確保に努めます。 同伴する子どもの一時保護の受入れに当たっては、児童相談所と密接に連携し、適切な支援を行います。 障がい、高齢等配慮を必要とする被害者に対しては、女性相談センターにおける一時保護だけではなく、市町村の障がい福祉、高齢福祉担当課と連携し、適切な保護先を検討します。また、男性被害者にも対応できるよう、あらかじめ一時保護委託先を確保します。 また、一時保護を実施した外国人の被害者が安心して生活し、適切な情報提供が受けられるよう、必要に応じて通訳者を確保して対応するとともに、一時保護所での生活が円滑に送れるよう7ヶ国語(英語、韓国語・朝鮮語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、タイ語)で作成した資料の活用を図ります。</p>	<p>■女性相談センターの体制強化【再掲】</p> <p>■支援センター設置事業【再掲】</p> <p>■一時保護事業の実施 ・配偶者の暴力などで保護を必要とする被害者のための緊急一時保護事業を行う。 ・緊急一時保護については、年中24時間対応する。 ・心理面接を被害者及び同伴児に実施する。</p> <p>■配偶者からの暴力の被害者の一時保護委託事業の実施 ・配偶者暴力防止法第3条に基づく被害者の一時保護を社会福祉施設や民間シェルターに委託し実施する。</p> <p>■一時保護事業の実施(男性被害者への対応) ・緊急の保護又は自立のための援助が必要な被害者(男性被害者・同伴児者含む)を一定期間保護し、安全な生活を確保するとともに、問題解決へ向けて生活支援や相談・助言、情報提供等の援助を実施する。</p> <p>■一時保護後の支援 ・地域での生活を始めたDV被害者について、府の支援センターが被害者の自立支援の相談に応じるとともに、新たな生活を始めるDV被害者の不安軽減や、新しい居住地での支援が得やすくなることを目的として作成した「生活応援連携シート」を活用し、必要に応じて居住する市町村と連携・協力し支援を行う。 ・一時保護退所後の被害者等を対象に回復プログラムを実施。</p>	<p>■女性相談センターの体制強化【再掲】</p> <p>■支援センター設置事業【再掲】</p> <p>■一時保護事業の実施 ・配偶者の暴力などで保護を必要とする被害者のための一時保護を行った。 ・緊急一時保護については、年中24時間対応した。 ・心理面接を被害者及び同伴児に実施した。</p> <p>■配偶者からの暴力の被害者の一時保護委託事業の実施 ・配偶者暴力防止法第3条に基づく被害者の一時保護を社会福祉施設や民間シェルターに委託し実施した。</p> <p>■一時保護事業の実施(男性被害者への対応) ・緊急の保護又は自立のための援助が必要な被害者(男性被害者・同伴児者含む)を一定期間保護し、安全な生活を確保するとともに、問題解決へ向けて生活支援や相談・助言、情報提供等の援助を実施した。</p> <p>■一時保護後の支援 ・地域での生活を始めたDV被害者について、府の支援センターが被害者の自立支援の相談に応じるとともに、新たな生活を始めるDV被害者の不安軽減や、新しい居住地での支援が得やすくなることを目的とした「生活応援連携シート」を作成し、必要に応じて居住する市町村と連携・協力し支援を行った。 ・一時保護退所後の被害者等を対象に回復プログラムを実施した。</p>	<p>福祉部</p> <p>女性相談センター</p>	<p>12</p>
<p>○警察における取組 警察においては、今後も、通報やパトロール中での発見等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法、警察官職務執行法、その他の法令の定めるところにより、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者の保護を行うなど必要な措置を行います。</p>	<p>■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の適切な運用 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、被害者の意思を踏まえて適切な対応に努める。</p> <p>■警察の保護命令への対応 ・裁判所から保護命令の通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、緊急時の通報要領や防犯上の注意事項について助言・指導を行うとともに、加害者への指導警告を行う。</p>	<p>■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の適切な運用 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、被害者の意思を踏まえて適切な対応に努めると共に、あらゆる法令を駆使した対応と各種行政機関との連携により、被害者の安全の確保に努めた。</p> <p>■警察の保護命令への対応 ・裁判所から保護命令の通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、緊急時の通報要領や防犯上の注意事項について助言・指導を行うとともに、加害者への指導警告を行った。</p>	<p>警察本部</p> <p>生活安全総務課</p>	<p>12</p>
<p>○広域連携による取組 加害者等の追及から逃れるため、府域を越えて一時保護がなされる場合の被害者支援に関する広域的な対応は、全国知事会により「配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携の申合せ」(平成19年7月)が行われています。この申合せに基づき、今後も、都道府県間の婦人相談所の連携、情報の共有、一時保護所等への同行支援、被害者への支援、一時保護の費用負担を適切に行います。</p>	<p>■一時保護等に関する都道府県域を超えた広域的対応のための連携 ・被害者の安全な生活のため、必要に応じ都道府県域を超え、広域的連携を図る。</p>	<p>■一時保護等に関する都道府県域を超えた広域的対応のための連携 ・被害者の安全な生活のため、必要に応じ都道府県域を超え、広域的連携を図った。</p>	<p>福祉部</p> <p>家庭支援課 女性相談センター</p>	<p>12</p>
<p>(2) 保護命令への対応</p> <p>○保護命令に対する適切な対応 府支援センターは、今後も、保護命令制度の利用について、被害者に対する情報の提供、助言を行うとともに、保護命令が発せられた場合は、警察と連携するとともに、必要に応じ支援にかかわる関係機関や民間団体との連絡調整を行います。</p>	<p>■保護命令制度の利用 ・DV被害者が保護命令の申し立てを希望した場合、府支援センターにおいて、裁判所への書類の作成・提出の支援を行い、被害者の安全の確保を図る。 ・保護命令が発せられた場合は、警察と連携し保護命令に反する行為が行われないよう、被害者の支援を行う。 ・大阪地方裁判所、大阪府警本部、府支援センター三機関による「DVIに関する関係三機関事務打合せ会」に出席し、連携を図る。オブザーバー出席している市支援センターとも情報を共有し、速やかに適切な対応を図る。</p> <p>■警察の保護命令への対応 ・裁判所からの保護命令の通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、緊急時の通報要領や防犯上の注意事項について助言・指導を行うとともに、加害者への指導警告を行う。</p>	<p>■保護命令制度の利用 ・DV被害者が保護命令の申し立てを希望した場合、府支援センターにおいて、裁判所への書類の作成・提出の支援を行い、被害者の安全の確保を図った。 ・保護命令が発せられた場合は、警察と連携し保護命令に反する行為が行われないよう、被害者の支援を行った。 ・大阪地方裁判所、大阪府警本部、府支援センター三機関による「DVIに関する関係三機関事務打合せ会」に出席し、連携を図った。オブザーバー出席している市支援センターとも情報を共有し、速やかに適切な対応を図った。</p> <p>■警察の保護命令への対応 ・裁判所からの保護命令の通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、緊急時の通報要領や防犯上の注意事項について助言・指導を行うとともに、加害者への指導警告を行った。また継続した被害者支援により保護命令違反を認知した場合は、検挙等の必要な措置を講じた。</p>	<p>福祉部</p> <p>家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター</p> <p>警察本部</p> <p>生活安全総務課</p>	<p>12</p>
<p>○子どもの安全の確保 民生委員・児童委員等の福祉社関係者、学校や幼稚園等の教職員やスクールカウンセラー等の教育関係者や保育士等の保育関係者に対して、配偶者からの暴力の特性、子どもの安全確保や情報管理のあり方等についての周知に努めます。</p>	<p>■「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の作成【再掲】</p>	<p>■「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の作成【再掲】</p>	<p>府民文化部</p> <p>男女参画・府民協働課</p>	<p>13</p>

大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2012-2016)

<施策の基本的方向> 4 自立への支援の充実

取組	平成28年度事業計画	平成28年度実施事業	担当部・室(課) H28.4.1現在	計画 記載頁
<p>○生活に関する支援 被害者に対し、生活保護制度の適用等について福祉事務所への相談を勧めるなど、生活支援のための諸施策、窓口や手続きなどについて情報提供を行います。 被害者から、医療保険や年金等に関する相談があった場合、必要に応じて情報提供等を行い、適切な窓口を紹介します。 府支援センターは、被害者が医療保険や年金、公営住宅入居等について円滑に手続きを行うことができるよう、配偶者からの暴力の被害者の保護に関する各種証明書を発行します。</p>	<p>■生活の支援 ・必要に応じて福祉事務所等による自立支援に関する情報提供を行う。また本人の了解の下、市町村支援担当者と連携を取り、スムーズな自立支援を進める。 ■相談の証明書発行 ・DV被害者の自立支援のために、「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や一時保護した旨の証明書を発行する。</p>	<p>■生活の支援 ・必要に応じて福祉事務所等による自立支援に関する情報提供を行った。また本人の了解の下、市町村支援担当者と連携を取り、スムーズな自立支援を進めた。 ■相談の証明書発行 ・DV被害者の自立支援のために、「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や一時保護した旨の証明書を発行した。 ■市町村に対する助言 ・DV被害者の保護のための措置に関する市町村からの問合せについて、住民基本台帳法の観点から適宜、助言を行った。</p>	<p>福祉部 家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター 総務部 市町村</p>	<p>14</p>
<p>○子どもとともに生活する被害者への支援 子どもとともに生活する被害者については、事案に応じて、母子生活支援施設の入所、児童扶養手当等の支給、母子寡婦福祉資金の貸付け等について、福祉事務所への相談を勧めるなど、情報提供を行います。 市町村の教育委員会や学校、福祉部局と連携し、被害者に対し、同居する子どもの就学や保育について必要な情報提供等を行います。 市町村の教育委員会、学校、保育所等において、被害者の子どもの転出先や居住地等の情報の適切な管理を呼びかけます。</p>	<p>■子どもの就学・保育にかかる支援 ・必要な情報提供をし、平成21年7月13日付け文部科学省通知に基づき教育委員会・学校・市町村とも連携し、支援する。 ■各種支援の情報提供 ・母子生活支援施設の利用、児童手当、児童扶養手当等の支給等の情報提供を行い、状況に応じて福祉事務所への相談を勧めるなど、情報提供を行う。 ■「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の作成【再掲】</p>	<p>■子どもの就学・保育にかかる支援 ・必要な情報提供をし、平成21年7月13日付け文部科学省通知に基づき教育委員会・学校・市町村とも連携し、支援した。 ■各種支援の情報提供 ・母子生活支援施設の利用、児童手当、児童扶養手当等の支給等の情報提供を行い、状況に応じて福祉事務所への相談を勧めるなど、情報提供を行った。 ■「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の作成【再掲】</p>	<p>福祉部 家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター 府民文化部 男女参画・府民協働課</p>	<p>14</p>
<p>○就業に関する支援 被害者の状況に応じて公共職業安定所における職業紹介、職業技術専門校の職業訓練などの就業支援等に関する情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて当該関係機関と連絡調整を行います。 府や政令市及び中核市等が設置する母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用について情報提供を行います。</p>	<p>■就業の支援 ・必要に応じ、情報提供や「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」を発行する。 ■母子家庭に対する各種支援の実施 高等職業技術専門校での職業訓練の実施 ・夕陽丘高等職業技術専門校(4月・10月入校、6カ月訓練) ・トータルサポート事務実務科(各30名)・会計実務科(各30名) 民間教育訓練機関での職業訓練の実施 ・DVにより精神的ダメージを負った母子家庭の母等を対象に、心理的な配慮と託児サービスを付加した職業訓練科目を設定。(定員40名)</p>	<p>■就業の支援 ・必要に応じ、情報提供や「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」を発行した。 ■母子家庭に対する各種支援の実施 ○高等職業技術専門校での職業訓練の実施 ・夕陽丘高等職業技術専門校(4月・10月入校、6カ月訓練) トータルサポート事務実務科(入校者数計58名) 会計実務科(入校者数計59名) ○民間教育訓練機関での職業訓練の実施 ・配偶者等からの暴力により精神的ダメージを負った母子家庭の母等を対象に、配偶者等からの暴力により精神的ダメージを負った母子家庭の母等を対象に、指導上及び心理的な配慮と託児サービスを付加した職業訓練科目を設定。(定員各40名)</p>	<p>福祉部 家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター 商工労働部 雇用推進室 人材育成課</p>	<p>14</p>

(1) 継続的な自立支援の実施

大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2012-2016)

取組	平成28年度事業計画	平成28年度実施事業	担当部・室(課) H28.4.1現在	計画 記載頁
<p>○住宅の確保に関する支援 被害者の自立を支援するため、公営住宅への入居についての情報提供を行います。 府営住宅に配偶者からの暴力の被害者が一時使用するための住戸を確保し、併せて生活用品の貸与を実施します。 市町が管理する公営住宅等についても、配偶者暴力防止法等の趣旨を踏まえ、地域の住宅実情やストック等に即して、配偶者からの暴力の被害者に対する適切な対応がなされるよう、市町に対し研修会等の場を通じて指導・助言します。</p>	<p>■DV被害者自立支援(ステップハウス)事業 ・府営住宅における一時使用(2戸、原則6か月間) ・生活用品の貸与</p> <p>■住宅の確保 ・入居の際、必要となる証明書を発行して支援。 ・市町が管理する公営・改良住宅について、法令等の趣旨を踏まえ、地域の住宅実情やストック等に即して、被害者に対する適切な配慮がなされるよう、研修会等の場を通じて助言・指導を行う。</p>	<p>■DV被害者自立支援(ステップハウス)事業 ・府営住宅における一時使用(2戸、原則6か月間)を行うとともに、生活用品の貸与を行った。</p> <p>■住宅の確保 ・市町が管理する公営・改良住宅について、法令等の趣旨を踏まえ、地域の住宅実情やストック等に即して、被害者に対する適切な配慮がなされるよう、研修会等の場を通じて助言・指導を行った。</p>	<p>福祉部 住宅まちづくり部</p> <p>家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター 都市居住課</p>	<p>14</p>
<p>○法律相談の実施 被害者を法律面から支援するため、一時保護中の被害者に対して、必要に応じて、配偶者からの暴力事案に精通した弁護士による法律相談を実施します。 また、大阪弁護士会が実施する女性に対する暴力に関する無料電話相談、日本司法支援センター(法テラス)が実施する無料法律相談などの民事法律扶助、市町村が実施する法律相談等について情報提供を行います。</p>	<p>■各相談窓口の周知啓発【再掲】</p>	<p>■各相談窓口の周知啓発【再掲】</p>	<p>府民文化部</p> <p>男女参画・府民協働課</p>	<p>15</p>
<p>○被害者に対する医学的・心理学的な援助等 配偶者からの暴力により心身ともに傷ついた被害者の心理的サポートを行うため、一時保護中の被害者に対してカウンセリング等を行います。 府内保健所で実施している「こころの健康相談」を活用し、精神科的な治療の必要性の判断や、医療情報の提供を行うなど、被害者が地域で生活を送りながら身近な場所で相談等の支援が受けられるよう努めます。 府立男女共同参画・青少年センターにおいて実施している面接相談などを活用し、被害者の心理的サポートに努めます。</p>	<p>■被害者に対する医学的・心理学的な援助等 ・一時保護中のDV被害者に、必要に応じ囑託面接相談を実施。 ・一時保護中のDV被害者に、心理面接を実施(一時保護委託先にも心理士が出向き実施) ・一時保護課で心理士によるサポートグループを実施する。 ・一時保護退所後の被害者等を対象に回復プログラムを実施。</p> <p>・府こころの健康総合センターの「こころの電話相談」では、被害者からの電話による相談に応じ、気持ちや問題の整理の支援や、必要な情報提供を実施。また、被害者のこころのケアを行う支援者に対して、コンサルテーションを実施。</p>	<p>■被害者に対する医学的・心理学的な援助等 ・一時保護中のDV被害者に、必要に応じ囑託面接相談を実施した。 ・一時保護中のDV被害者に、心理面接を実施(一時保護委託先にも心理士が出向き実施した)。 ・一時保護課で心理士によるサポートグループを実施した。 ・一時保護退所後の被害者等を対象に回復プログラムを実施した。</p> <p>■被害者に対する医学的・心理学的な援助等 ・府こころの健康総合センターの「こころの電話相談」では、被害者からの電話による相談に応じ、気持ちや問題の整理の支援や、必要な情報提供を実施。</p>	<p>福祉部 健康医療部</p> <p>家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター こころの健康総合センター</p>	<p>15</p>
<p>○子どもへの支援 配偶者からの暴力のために心理的な影響を受けた子どものサポートを行うため、被害者の一時保護中に、同伴する子どもに対してカウンセリング等を実施します。また、平成23年度に作成した学習支援プログラムを活用し、一時保護中の児童に適切な学習機会が提供されるよう努めます。 配偶者からの暴力のために心理的な影響を受けた子どもの学校生活を支援するため、府内公立中学校に配置しているスクールカウンセラーを活用し、子どもの心理的サポートを行います。また、市町村の家庭児童相談室において相談が受けられることについて情報提供します。 子ども家庭センター等においては、配偶者からの暴力のため子どもに心理的な影響等がみられカウンセリング等のケア等が必要となった場合、関係機関との連携等により相談実施できるよう努めます。また、必要に応じて、転居先等の関係機関と連携を図り、再発予防に努めます。 被害者の子どもが安全に学校生活を送ることができ、適切な配慮が受けられるよう、教職員やスクールカウンセラー等の教育関係者に対して、配偶者からの暴力の特性や子どもに配慮すべき事項、情報管理のあり方等についての周知に努めます。</p>	<p>■「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の作成【再掲】</p> <p>■配偶者暴力相談支援センター設置事業【再掲】</p> <p>■児童相談の充実【再掲】</p> <p>■一時保護事業の実施【再掲】</p> <p>■子どもの就学・保育にかかる支援【再掲】</p> <p>■学習支援の充実 ・一時保護施設で生活する間の学習習慣や学力の維持を図るため、施設に学習支援員を派遣し、学習支援の充実を図る。</p>	<p>■「教職員向けDV被害者対応マニュアル」の作成【再掲】</p> <p>■配偶者暴力相談支援センター設置事業【再掲】</p> <p>■児童相談の充実【再掲】</p> <p>■一時保護事業の実施【再掲】</p> <p>■子どもの就学・保育にかかる支援【再掲】</p> <p>■学習支援の強化 ・一時保護施設で生活する間の学習習慣や学力の維持を図るため、施設に学習支援員を派遣し、学習支援の強化を図った。</p>	<p>府民文化部 福祉部</p> <p>男女参画・府民協働課 家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター</p>	<p>15</p>

(1) 継続的な自立支援の実施

大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2012-2016)

取組	平成28年度事業計画	平成28年度実施事業	担当部・室(課) H28.4.1現在		計画 記載 頁
<p>○被害者等に係る情報の保護 被害者の自立支援において、被害者及びその関係者の安全確保を図るため、被害者の住所、被害者の支援を行う施設や団体の所在地等、被害者等に係る情報の管理に細心の注意が必要であることから、被害者の支援に係る関係機関等に対し、被害者等に係る情報管理の徹底を呼びかけます。</p>	<p>■被害者等に係る情報の保護 ・被害者に関する問い合わせ等に対して、取扱いの有無を含め一切回答しないという対応を行うよう関係機関に周知するとともに、被害者情報の保護に努める。</p>	<p>■被害者等に係る情報の保護 ・被害者に関する問い合わせ等に対して、取扱いの有無を含め一切回答しないという対応を行うよう関係機関に周知するとともに、被害者情報の保護に努めた。</p>	福祉部	家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター	15
<p>○住民基本台帳の閲覧等の制限等 住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写しの交付等の制限措置について、被害者に、申出の手続きや閲覧等の制限に関して情報提供を行います。 また、住民基本台帳からの情報に基づいて事務の処理を行う選挙管理委員会、国民健康保険、国民年金、介護保険、税務、児童手当等の市町村の部局に対して、情報の管理の徹底を呼びかけます。</p>	<p>■住民基本台帳の閲覧等の制限への支援 ・必要に応じ情報提供し、被害者が提出する「住民基本台帳事務における支援措置申出書」に要支援者である旨の意見を付す。 ■市町村に対する助言 ・DV被害者の保護のための措置に関する市町村からの問合せについて、住民基本台帳法の観点から適宜、助言を行う。</p>	<p>■住民基本台帳の閲覧等の制限への支援 ・必要に応じ情報提供し、被害者が提出する「住民基本台帳事務における支援措置申出書」に要支援者である旨の意見を付した。 ■市町村に対する助言 ・DV被害者の保護のための措置に関する市町村からの問合せについて、住民基本台帳法の観点から適宜、助言を行った。</p>	福祉部	家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター	15
<p>○関係機関の連携強化等 地域における被害者の自立支援に取り組む福祉事務所等関係機関との協力連携体制の構築を進めます。また、市町村において、被害者への自立支援が円滑に実施されるよう、情報提供や助言を通じて、市町村内の庁内連携体制の整備等を促進します。 さらに、府内市町村が相互に連携して被害者支援を行うことができるよう、広域調整等を行います。</p>	<p>■市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会(7ブロック)への参加【再掲】 ■市町村に対する助言、広域調整 ・DV被害者への自立支援が円滑に実施されるよう、市町村に対して、適宜、情報提供や助言を行う。 また、府内市町村が連携して被害者支援を行うことができるよう、必要に応じ、広域調整を行う。</p>	<p>■市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会(7ブロック)への参加【再掲】 ■市町村に対する助言、広域調整 ・DV被害者への自立支援が円滑に実施されるよう、市町村に対して、適宜、情報提供や助言を行った。 また、府内市町村が連携して被害者支援を行うことができるよう、必要に応じ、広域調整を行った。</p>	福祉部	家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター	15

(1) 継続的な自立支援の実施

大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2012-2016)

<施策の基本的方向> 5 関係機関、団体等との連携の促進等

	取組	平成28年度事業計画	平成28年度実施事業	担当部・室(課) H28.4.1現在	計画 記載 頁
(1) 関係機関による連携体制の強化	<p>今後も引き続き、府の関係部局で構成する大阪府「女性に対する暴力」対策会議の運営や、府と政令指定都市、医師会や弁護士会などの関係団体や被害者支援団体から構成される「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク」(平成19年2月に設置)を活用し、関係機関、民間団体と緊密な連携を図りながら、施策をより効果的に推進します。</p>	<p>■女性に対する暴力対策会議の開催 ・関係機関が連携し、当面の対策について着実な推進を図るとともに、中長期的課題について検討し、総合的な施策を効果的に実施するため、各課の取り組み状況調査を実施すると共に担当者会議を開催。</p> <p>■大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク会議の開催 ・配偶者等からの暴力に関わる取組及び活動を行っている機関、団体及びグループのネットワークづくりと暴力の防止及び被害者支援のために必要な連携を図るためネットワーク会議を開催。</p> <p>■関係機関の取組 ・人権相談に取り組んでいる行政機関、公益法人、NPO等の連携の強化・円滑化を図るため、人権相談機関ネットワークを運営するとともに、相談員等の情報交換やスキルアップのための「おおさか相談フォーラム」を開催する。</p>	<p>■女性に対する暴力対策会議の開催 ・関係機関が連携し、当面の対策について着実な推進を図るとともに、中長期的課題について検討し、総合的な施策を効果的に実施するため、各課の取り組み状況調査を実施すると共に担当者会議を開催した。</p> <p>■大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク会議の開催 ・配偶者等からの暴力に関わる取組及び活動を行っている機関、団体及びグループのネットワークづくりと暴力の防止及び被害者支援のために必要な連携を図るためネットワーク会議を開催した。(研修会も併せて開催)</p> <p>■関係機関の取組 ・人権相談に取り組んでいる行政機関、公益法人、NPO等の連携の強化・円滑化を図るため、人権相談機関ネットワークを運営するとともに、相談員等の情報交換やスキルアップのための「おおさか相談フォーラム」を開催した。</p>	<p>府民文化部 男女参画・府民協働課</p> <p>府民文化部 男女参画・府民協働課</p> <p>府民文化部 人権局 人権擁護課</p>	16
(2) 市町村基本計画の策定と市町村支援	<p>府は、市町村に対し、配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画の策定が促進されるよう、府と市町村で組織する「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管理委員会」や市町村のブロック会議を通じて、必要な助言や情報提供を行います。また、被害者への支援が円滑に実施されるよう、市町村相談担当者向け研修を実施するなど相談担当者の資質向上を図るとともに、府と市町村間や市町村相互の連携体制の構築に努めます。</p>	<p>■大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管理委員会運営 ・市町村に対し、府施策等についての情報提供を行う。</p> <p>■市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会(7ブロック)の開催【再掲】</p>	<p>■大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管理委員会運営 ・市町村に対し、府施策等についての情報提供を行った。</p> <p>■市町村配偶者からの暴力対策所管理(DV相談担当者を含む)ブロック別連絡会の開催(7ブロックに分け実施)【再掲】</p>	府民文化部	男女参画・府民協働課 16
(3) 民間団体との連携	<p>今後とも、一時保護の実施にあたっては、民間シェルターにも委託するとともに、民間シェルターを利用している被害者に対し必要に応じて行うカウンセリングや、地域で活動する民間団体の相談員のスキルアップに向けた研修の実施など、被害者支援の充実に向けた取組を推進します。</p>	<p>■民間シェルターへのカウンセラー派遣 ・被害者を支援・保護しているNPO団体等へ女性カウンセラーを派遣し、心のケアを行う。</p> <p>■市町村担当者の資質向上(DV被害者の地域支援者養成講座の開催)【再掲】</p> <p>■配偶者からの暴力の被害者の一時保護委託事業の実施【再掲】</p> <p>■性暴力被害者支援ネットワーク事業 ・平成27年度構築した性暴力被害者支援ネットワークについて、支援スキルの向上・知見の共有のため連携・協力会議を開催するなどし、体制の強化・拡大を図る。また、当該ネットワークの周知に努める。</p>	<p>■民間シェルターへのカウンセラー派遣 ・被害者を支援・保護しているNPO団体等へ女性カウンセラーを派遣し、心のケアを行った。</p> <p>■市町村担当者の資質向上(DV被害者の地域支援者養成講座の開催)【再掲】</p> <p>■配偶者からの暴力の被害者の一時保護委託事業の実施【再掲】</p> <p>■性暴力被害者支援ネットワーク 性暴力被害者支援ネットワークに参画する協力医療機関とネットワークの核となる性暴力救援センター・大阪SACHICOが主な構成メンバーとなる連携・協力会議を4回開催、支援スキルの共有を図り、性犯罪・性暴力被害者が安心して受診できる体制づくりに取り組んだ。</p>	府民文化部 福祉部 政策企画部	男女参画・府民協働課 家庭支援課 女性相談センター 青少年・地域安全室 治安対策課 16
(4) 適切な対応への	<p>相談や保護等に関して苦情の申出を受けた時は、苦情の内容を誠実に受けとめ、適切かつ迅速に対応し、必要に応じて業務改善に努めます。</p>	<p>■一時保護機関の体制整備 ・一時保護施設等の利用者にアンケート等を実施し、意見書聴取し、必要に応じ業務改善を図る。 ・一時保護所に意見箱を設置し、利用者の苦情等を受け止め、必要に応じ業務改善を図る。</p>	<p>■一時保護機関の体制整備 ・一時保護施設等の利用者にアンケート等を実施し、意見等を聴取し、必要に応じ業務改善を図った。 ・一時保護所に意見箱を設置し、利用者の苦情等を受け止め、必要に応じ業務改善を図った。</p>	福祉部	家庭支援課 女性相談センター 17
(5) 調査研究の推進等	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する施策の推進のために、適宜、府における配偶者暴力の現状や府民の意識、配偶者暴力が被害者やその子どもに与える影響等を把握するとともに、各種資料の収集に努めます。</p> <p>また、配偶者からの暴力の加害者への対応については、国における加害者更生プログラムの調査研究の推進状況の把握に努めるとともに、必要な法制度の整備等が行われるよう国へ要望します。</p>	<p>■調査研究 ・加害者を対象とした更生のための施策等配偶者からの暴力の防止に向けた取組については、国の調査研究の推進状況を踏まえながら、情報収集に努める。</p> <p>■性暴力に係る証拠物採取対応マニュアルを活用した支援ネットワークの強化 ・平成27年2月、法医学者、大阪府、SACHICO、大阪府警察、大阪地方検察庁、大阪産婦人科医会などで構成するワーキングチームで作成した、「被害者の心情に配慮した性暴力の証拠物採取マニュアル」を活用し、大阪府内の医療機関に協力を依頼、性暴力の被害者支援のネットワークを強化することにより、性暴力の被害の潜在化・深刻化を防ぐ。</p>	<p>■調査研究 ・加害者を対象とした更生のための施策等配偶者からの暴力の防止に向けた取組については、国の調査研究の推進状況を踏まえながら、情報収集に努めた。</p> <p>■性暴力に係る証拠物採取対応マニュアルを活用した支援ネットワークの強化 ・新たに1医療機関に性暴力被害者支援ネットワークへの参画を依頼、「被害者の心情に配慮した性暴力の証拠物採取マニュアル」を活用した研修を実施するなど、ネットワークの強化に取り組んだ。</p>	府民文化部 政策企画部	男女参画・府民協働課 青少年・地域安全室 治安対策課 17